

## 審 査 基 準

令和4年2月1日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第22条第6項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の再交付
原 権 者：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第43条第3項（警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた警察署の生活安全課
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係(電話058-271-2424) 警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた警察署の生活安全課
備 考：